

平成30年4月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2件  
(うち太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)1件、  
電気ケトル1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 2件  
(うち換気扇1件、電話交換機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1.～4.の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、平野、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800010	平成30年3月29日	平成30年4月9日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	NE-53K1R	シャープ株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201800012	平成30年3月28日	平成30年4月11日	電気ケトル	PO-101N	株式会社ドリテック(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	広島県	平成30年4月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800011	平成30年2月23日	平成30年4月10日	換気扇	火災	事務所の浴室で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	徳島県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月28日
A201800013	平成30年3月27日	平成30年4月11日	電話交換機	火災	当該製品の内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から25年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）（管理番号：A201800010）



電気ケトル（管理番号：A201800012）

